

別表第1（第5条関係）

届出対象行為の届出日

届出対象行為の種類	手続	届出日
景観法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
	建築基準法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	建築基準法第20条第1項第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
	建築基準法第68条の25第3項及び第6項の規定による評価の申請	申請の日の30日前
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第116条第1項の規定による許可の申請	申請の日の30日前
	環境影響評価法（平成9年法律第81号）第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第48条1項の規定による評価案等の提出	提出の日
	東京都駐車場条例施行規則（昭和34年東京都規則第1号）第3条第1項の規定による駐車施設の附置に係る認定の申請	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前

届出対象行為の種類	手続	届出日
景観法第16条第1項第2号の工作物の 新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	建築基準法第88条第1項又は第2項において 準用する同法第6条第1項又は第6条の2 第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
	都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条 その他の規定による開発行為の許可の申請 （都市計画法第4条第11項の特定工作物に 係るものに限る。）	申請の日
	行為の着手	着手する日の30日前
景観法第16条第1項第3号の 都市計画法第4条第12項に 規定する開発行為	都市計画法第29条その他の規定による 開発行為の許可の申請	申請の日
	都市計画法第34条の2第1項の規定による 開発行為の協議	協議の日
	行為の着手	着手する日の30日前